

## 研修内容報告書

会 派 名	公明党
参加議員	武者葉子
日 程	令和7年2月17日 午前
研修テーマ	【これからの議会改革にかかる論点】 【予算の審議の活性化手法】
研修詳細【1日目】 午前	
研修項目	<p>【これからの議会改革にかかる論点】</p> <p>1. 議選監査委員の廃止—42市</p> <p>(1) 意義</p> <p>(2) 財務監査と行政監査</p> <p>(3) 議会選出監査委員</p> <p>(4) 議会選出監査委員制度の沿革①</p> <p>(5) 議会選出監査委員制度の沿革②</p> <p>(6) 議会選出監査委員制度の沿革③</p> <p>(7) 議会選出監査委員制度の沿革④</p> <p>(8) 議会選出監査委員制度の沿革⑤</p> <p>(9) 監査委員の構成を議員と専門的学識経験者とした理由</p> <p>(10) 監査委員の任期の沿革①</p> <p>(11) 昭和49年地方自治法改正による任期の改正の趣旨</p> <p>(12) 平成29年地方自治法改正の趣旨</p> <p>(13) 監査委員と議会の役割の違い</p> <p>(14) 行政監査(3E監査)</p> <p>(15) 行政評価</p> <p>(16) 監査委員の守秘義務の範囲①</p> <p>(17) 監査委員の守秘義務の範囲②</p> <p>(18) 議選監査委員が取り上げてよい監査において知り得た事項</p> <p>(19) 監査委員の一般質問又は決算に対する質疑の是非</p> <p>(20) 監査委員が必ず行う監査等</p> <p>(21) 監査委員が任意又は長等の請求により行う監査等</p> <p>(22) 監査請求権</p> <p>(23) 検閲検査権・監査請求権①②③④</p> <p>(24) 監査委員と議会の連動</p> <p>(25) 定期監査報告内容の具体化の是非・監査委員数の推移</p> <p>(26) 監査委員の経験年数</p> <p>(27) 監査委員の内訳</p> <p>(28) 識見監査委員の身分</p>

- (29) 議選監査委員に対する地制調の議論①
- (30) 議選監査委員に対する地制調の議論②
- (31) 監査専門委員①
- (32) 監査専門委員②
- (33) 議選監査委員の今後の在り方
- (34) 議選監査委員廃止に伴う補完措置(大津市)① (35)②
- (36) 議会としての議選監査委員に対する方向性
- (37) 会津若松市議会R3.9月定例会
- (38) R3第5回定例会・可見市議会

## 2. 通知会期・通年議会の導入一

- (1) 議会の種類
- (2) 制定理由
- (3) 定例会・臨時会と通年会期の違い
- (4) 通年会期・通年議会採用状況①②
- (5) 通年会期と通年議会との違い①②
- (6) 通年会期を採用する方法
- (7) 通年議会を採用する方法
- (8) 通年会期における会期①②
- (9) 通年会期における招集
- (10) 定例日①②③
- (11) 長の開議請求
- (12) 長等の議場への出席義務
- (13) 長等の出席免除
- (14) 一事不再議の原則と通年会期
- (15) 会期不継続との関係
- (16) 専決処分と通年会期①②③④⑤⑥
- (17) 通年会期制導入によるメリット
- (18) 通年会期制導入によるデメリット
- (19) 通年会期・通年議会導入前後の本会議・委員会の日数変化
- (20) 通年会期等導入にあたっての留意点
- (21) 会議規則の改正

## 3. 議会発信のSNS

- (1) 違法性の可能性が高い発信
- (2) 議員として不適切な発信
- (3) SNSで炎上しやすいテーマ
- (4) SNS発信問題事例

	<p>(5) SNS等による議会外での不適切な言動への対応</p> <p>4. オンライン委員会・オンライン質問の導入</p> <p>(1) 議会への出席</p> <p>(2) 地方議会のオンライン出席等における取り扱い</p> <p>(3) 日本におけるオンライン会議の考え方</p> <p>(4) オンライン委員会</p> <p>(5) 総務省の通知で本会議と委員会のオンライン対応が異なる理由</p> <p>(6) オンライン委員会開催状況</p> <p>(7) オンライン委員会の規定</p> <p>(8) オンライン委員会の開催手法</p> <p>(9) オンライン委員会参加手法</p> <p>(10) オンライン委員会出席手法</p> <p>(11) オンライン委員会への執行機関の出席</p> <p>(12) オンライン委員会における秘密会の取り扱い</p> <p>(13) 公聴会・参考人の取り扱い</p> <p>(14) 委員外議員の取り扱い</p>
<p>説明内容</p>	<p>1・議選監査委員の廃止—42市</p> <p>監査委員—地方公共団体の事務もしくは業務の執行もしくは財産の状況を検査し、その成否を調べることができる。</p> <p>監査委員の持つ権限—財務監査・行政監察を行うことができる。</p> <p>議会選出監査委員—地方自治法196条—優れた識見を有する者及び議員のうちから、これを選任する。ただし、条例で議員のうちから監査委員を選任しないことができる。</p> <p>197条—監査委員の任期は、識見を有する者は4年とし、議員は、議員の任期による。ただし、後任者が選任されるまでの間は、その職務を行うことを妨げない。</p> <p>予算・決算常任委員会の設置を進める。—しっかりと審議するためには、特別委員会では、時間的に厳しい。</p> <p>2・通知会期・通年議会の導入—</p> <p>通年会期—(法102条の2)通知の会期を設け、予見可能性のある形で定期的に会議を開く会議・法律上の規定の制約が大きい。原則として365日</p> <p>招集回数—4年間で1回のみ</p> <p>通年会期は、一般選挙後に議会が招集されるまでの間を除き会期が継続—専決処分はあり得ない。</p> <p>通年議会—(法102条)年1回定例会を招集し、長期にわたる定例会の会期を設定した議会・法律上の制約を受けない。自由度が高い。365日以内の議決で定めた日数</p>

	<p>招集回数—原則年1回の計4回</p> <p>3. 議会発信の SNS (令和5年12月31日現在)  フェイスブック・X (旧 Twitter) 等による議会の情報発信—57.4%  YouTube—53.4% Facebook—50.9% ライン—32.1% X—30.6%  — SNS 発信問題事例の紹介—不適切な投稿、プライバシー侵害など議員としてのモラルの遵守など</p> <p>4. オンライン委員会・オンライン質疑の導入  介護、子育て、出産、出たくても出られない。どういう場面でも議員としての役割を果たすため進めたい。  本会議は、法改正しないと出席とみなされない。  ただし、質問はできる。  委員会は、条例で定めれば、委員会にオンラインで出席することも可能。  オンライン委員会開催状況—14.5%</p>
<p>主な質疑応答</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 通年議会—報酬アップの機会</li> <li>● 議会選出監査委員-廃止?</li> <li>● 議会発信の SNS—市民からの意見、受け付けないところが多い。—誹謗中傷が増える。メリット—公聴、成功—観光動画</li> <li>● オンライン表決—サイドブックスなど活用—誰かが、委員会室にいないと必要ない。本人確認ができることが重要。改善点—法的担保必要</li> </ul>
<p>市への提言 または要望</p>	
<p>研修詳細【1日目】午後</p>	
<p>研修項目</p>	<p>【予算の審議の活性化手法】</p> <p>1. 予算の構成</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 予算の意義</li> <li>(2) 目的</li> <li>(3) 予算の種類・会計区分</li> <li>(4) 予算書の内容(7項目)①歳入歳出予算②継続費③繰越明許費④債務負担行為⑤地方債⑥一時借入金⑦各項の経費の金額の流用</li> <li>(5) 予算に関する提出資料</li> <li>(6) その他予算の内容を明らかにするため必要な書類</li> <li>(7) 一般的に議会に提出されている資料</li> <li>(8) 予算議決結果</li> </ol> <p>2. 予算に対する修正と限界</p>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 修正の種類</li> <li>(2) 増額修正の種類</li> <li>(3) 法97条の解釈</li> <li>(4) 補正予算の修正留意点</li> <li>(5) 予算を伴う議案の提出にあたっての留意点</li> <li>(6) 修正の動議の対象</li> <li>(7) 修正の動議の提出時期</li> </ul> <p>3. 予算修正の代替的手法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 予算組替え動議</li> <li>(2) 予算組替え動議の要件と形式</li> <li>(3) 予算組替え動議の効果と長の対応</li> <li>(4) 予算組替え動議と修正の動議の相違</li> <li>(5) 予算に対する附帯決議等</li> <li>(6) 附帯決議可決後の処理</li> </ul> <p>4. 予算審議での活性化手法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 審議主体での活性化</li> <li>(2) 特別委員会の性質</li> <li>(3) 分割付託</li> <li>(4) 分割付からの今後の方向性</li> <li>(5) 予算・決算委員会として求められる活性化のための活動</li> <li>(6) 予算編成過程への関与</li> <li>(7) 予算委員会と正副議長の取り扱い</li> <li>(8) 正副議長・監査委員との予算・決算委員兼務の論点</li> <li>(9) 予算委員会の所管</li> <li>(10) 具体的取り組み—三重県議会・大津市</li> </ul>
説明内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>1. 予算の構成 議会費は、議会に提案権を持たせてほしいと要望している</li> <li>2. 予算に対する修正と限界 減額修正は特に問題とならない 増額修正は法97条2項で「増額して議決することを妨げない。但し、長の予算の提出の権限を侵すことはできない」と規定</li> <li>3. 予算修正の代替的手法 予算組み換えの動議が可決されても、長は法的に何らの措置をとる必要はない。</li> <li>4. 予算審議での活性化手法 予算審査常任委員会の設置— 27.2%</li> </ul>

	<p>決算審査常任委員会の設置— 19.8%</p> <p>予算審査特別委員会設置— 49.1%</p> <p>決算審査特別委員会設置— 61.2%</p> <p>・予算編成過程への関与—議会がチェックした方が良い。やってほしい。</p> <p>・予算・決算常任委員会の設置しているところでも、公聴会に学識者を参考人として呼ぶことをしていない。反映されない。</p>
<p>主な質疑応答</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● どうしたら活性化できるか 修正はしているか?—10年20年修正をやっていないとこぼれ落ちたことがやれない</li> <li>● 附帯決議—中長期的に立ってきかえとしての意見を付ける—広島市、湖西市など</li> <li>● 議決のあと—予算にどう反映しているか?本当に効果が上がっているかをチェック 大事</li> <li>● 住民や専門家の意見を聴かない—反映されないのではもったいない。 大津市、見附市、多摩市—委員間討議 論点整理シートを会派ごとにまとめて討議</li> <li>● 公聴会のスケジュールは?—決算は6月～ 予算は10月～12月に終わっていないと難しい</li> <li>● 市長がホームページで予算について公表しているが、HPに入る人は少ない—違う考えを出す。住民のプラスにつながる論点を議員間討議の中で見つけていく。議論をいかに成果物につなげることが重要</li> </ul>
<p>市への提言 または要望</p>	